

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）342条1項の規定に基づく各固定資産税賦課処分及び法702条1項の規定に基づく各都市計画税賦課処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、別紙1物件目録1記載の土地（以下「本件土地」という。）について、平成30年4月10日付けで行った平成25年度ないし29年度相当分の固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の各賦課処分（以下年度の順に「本件処分1」ないし「本件処分5」という。内容は、別紙2処分目録1ないし5記載のとおり。）及び別紙1物件目録記載の各不動産について、平成30年6月1日付けで行った平成30年度の固定資産税等賦課処分（内容は、別紙2処分目録6記載のとおり。以下「本件処分6」といい、本件処分1ないし本件処分5と併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件各処分の違法又は不当

を主張している。

〇〇区に確認したところ、例外はあるが、民有地の境界が道路の中心線となるようにして、民有地を道路敷地として提供してもらい、民有地所有者の立会いの下、図面及び境界確認書を作成するという説明を受けた。ただし、本件区道については、本来保存しておくべき資料が処分されてしまっており、確認できないということだった。しかし、本件私道に係る部分については、本件土地の西側に接道する部分の北側延長部分の道路中央に、民有地境界線の鉤が打たれていることから、この延長が本件土地と西側隣地との境界線と推定できると認定されている。同様に考えれば、本件区道に係る部分も、本件土地の東側の道路中央線部分に、民有地境界線の鉤が打たれているのだから、この延長線上が本件土地と南側隣地の境界線と認定できるはずである。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、いずれも棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年 3月15日	諮問
平成31年 4月16日	請求人から主張書面等の提出
平成31年 4月19日	審議（第32回第2部会）
令和 元年 5月17日	審議（第33回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

#### 1 法令等の定め

- (1) 法348条2項5号は、公共の用に供する道路、運河用地及び水道用地については、固定資産税を課することができない旨規定している（法702条の2第2項の規定により、都市計画税についても同様である。）。

ここにいう「公共の用に供する道路」とは、「道路であって所有者において一般的利用について何等の制限を設けず開放されている状態にあり、かつ、不特定多数人の利用に供されているもの」をいうものとされている（大阪地方裁判所昭和53年4月25日判決（判例タイムズ369号303頁）参照）。

- (2) 東京都においては、「固定資産税及び都市計画税の課税事務の取扱いについて（通達）」（平成28年1月29日付27主資固第243号主税局長通達）により、固定資産税等の課税事務の取扱いについては、「固定資産税及び都市計画税課税事務提要」（以下「事務提要」という。）によるものとされているところ、事務提要によると「公共の用に供する道路」とは、「原則として道路法にいう道路（高速自動車国道、一般国道、都道、区道）をいうが、その他のものであっても、何等制約を設けず不特定多数人の利用に供されているもので、…（中略）…条件に全て該当するものについては、道路法にいう道路に準ずるものとして、これに含める。」ものとされている（事務提要第2章第4節第2・12・(1)）。

- (3) 東京都都税条例施行規則（以下「都規則」という。）は、法348条2項本文及び702条の2第2項により固定資産税等について非課税の適用を受けるべき者は、都規則12条の14に規定する事項を記載した申告書を知事宛てに提出しなければ

ならないものとしている（都規則 12 条の 14 及び 18 条 2 項）。

- (4) 法 359 条は、固定資産税について、当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日を賦課期日（固定資産税等に関する課税客体、納税義務者、非課税の範囲、課税標準等の課税要件を確定する基準となる日）とする旨規定する（法 702 条の 6 の規定により、都市計画税についても同様である。）。
- (5) 法 417 条 1 項は、市町村長は、登録された固定資産の価格等に重大な錯誤があることを発見した場合には、直ちに決定された価格等を修正して、これを固定資産課税台帳に登録しなければならないとし、この場合においては、遅滞なくその旨を当該固定資産に対して課する固定資産税の納税義務者に通知しなければならないとする。
- (6) 法 17 条の 5 第 4 項は、地方税の課税標準又は税額を減少させる賦課決定は、法定納期限の翌日から起算して 5 年を経過する日まですることができるとする。

2 次に、本件各処分についての適法性・妥当性を検討する。請求人は、本件非課税申告書 1 ないし 3 をそれぞれ処分庁に提出していることが認められる。

そして、請求人の各申告に基づき、担当職員が、現地や〇〇区台帳係において、本件土地のうち、本件区道の敷地に含まれる部分の地積の調査を行ったところ、〇〇区台帳係が平成 7 年に作成した本件敷地構成図において、本件区道の敷地に本件土地が存在するとの表示がなかったこと、また、担当職員が〇〇区台帳係の担当職員に確認したところ、道路敷地のうち私有地で構成されている部分については、境界確認書等があればその同意のとおり認識するとの回答があったが、本件土地と〇〇番〇〇の土地の境界についての境界確認書や、本件区道としての請求人名義の無償使用承諾書は見つからなかったことが認められる。

そうすると、処分庁が、本件区道の敷地としては、本件非課税申告書1ないし3が提出された平成29年12月4日から同30年2月8日までの時点において、既存非課税部分に含まれていた3.24㎡の部分以外に本件土地について、道路非課税の適用を受ける土地があるとする事はできないとして、法17条の5第4項の規定に基づき減額賦課処分をすることができる平成25年度から同29年度相当分までの各減額賦課処分（本件処分1ないし5）及び同30年度の賦課処分（本件処分6）について、上記部分以外には、請求人が本件非課税申告書3で求めていた道路非課税を適用せずに、非課税地積の変更を本件非課税申告書2に基づく本件私道部分のみに限るものとして、本件各処分を行ったことは、いずれも上記1の法令等の定めに従ったものであり、また、各固定資産税等の税額の算出について違算も認められないことから、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人は、上記（第3）のとおり、本件地積測量図や本件区道上の鋸により、本件土地と隣地との境界は本件区道の道路中央線付近であると判断できる旨主張する。しかし、本件敷地構成図において本件土地のうち、本件既存非課税部分に含まれていた3.24㎡以外に本件区道上にある部分の存在を確認できなかったこと、及び本件土地と隣接地との境界確認書の存在を確認できなかったことなどから、本件土地のうち、既存非課税部分以外に本件区道の敷地を構成している部分があると認定することはできないとした処分庁の判断に基づく本件各処分については、いずれも妥当なものとして認められ、これらを違法・不当とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や

法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1及び2 (略)